

令和6年11月1日道路交通法の改正

自転車の危険な運転に新しく罰則が整備されました



- 運転中のながらスマホ
 - ・違反者は、6月以下の懲役又は10万円以下の罰金
 - ・交通の危険を生じさせた場合、1年以下の懲役又は30万円以下の罰金
- 酒気帯び運転及び幫助
 - ・違反者は、3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
 - ・自転車の提供者は、3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
 - ・酒類の提供者は、2年以下の懲役又は30万円以下の罰金

重大事故を防ぐため、交通ルールを遵守しましょう。



暴力追放・銃器根絶静岡県民大会

静岡県警察では暴力団や銃器犯罪のない、安全で住みよい社会を実現するため、公益財団法人静岡県暴力追放運動推進センター、公益社団法人静岡県防犯協会連合会と協同し、暴力追放・銃器根絶静岡県民大会を下記のとおり開催します。

開催日時 **令和6年11月18日(月) 午後1時30分から午後3時30分まで**

開催場所 **静岡県コンベンションアーツセンター「グランシップ」中ホール・大地**
(静岡市駿河区東静岡二丁目3番1号)

11月5日は
津波防災の日
世界津波の日

